

5 子どもを預けるとき

市立保育所

保育所は、保護者の就労や病気、妊娠・出産などにより家庭での保育が十分できない場合に、保護者に代わってお子さんを保育することを目的とした施設です。

【 申込み方法 】 利用申込書に必要書類を添付し、子育て支援課へ提出してください。

【 保育時間 】 午前7時30分～午後6時30分

【 保 育 料 】 保育料は、児童の年齢や世帯の市民税額などにより決まります。
ただし、3～5歳児クラスのすべての子どもは、保育料・副食費・教材費が無償になります。（実費として徴収される行事費等は必要です。）
また、0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもは保育料が無償になります。

【 保育所一覧 】

名称	対象児童	定員	所在地	電話番号
新見保育所	6か月～5歳児	245人	西方417-3	72-1350
草間台保育所	1～5歳児	25人	土橋914-2	74-2012
新郷保育所	休園			
新砥保育所				

問い合わせ 子育て支援課 ☎72-6115

○延長保育

保護者の勤務時間の都合などにより、通常の保育時間を超えての保育が必要となる場合に利用できます。

【 対象児童 】 各保育所へ入所している児童

【 保育時間 】 午後6時30分～午後7時

【 利用料金 】 月額：3,000円 または、日額：200円

【 実施保育所 】 全保育所

問い合わせ 各保育所

○休日保育

保護者の勤務の事情や緊急な用件などにより、祝日（元日を除く）に保育が必要となる場合に利用できます。

【 対象児童 】 新見市内に住所を有する児童（入園児：生後6か月～就学前まで）
（未入園児：1歳3か月～就学前まで）

【 保育時間 】 午前7時30分～午後6時

【 利用料金 】 1日：2,000円（別途、おやつ代 100円）

【 実施保育所 】 新見保育所のみ

問い合わせ 新見保育所 ☎72-1350

市立認定こども園

認定こども園では、従来の幼稚園に保育所機能を、保育所に幼稚園機能をもたせ、教育・保育を一体的に行います。

【 申込み方法 】 短時間保育・・・利用申込書を子育て支援課へ提出してください。
長時間保育・・・利用申込書に必要書類を添付し、子育て支援課へ提出してください。

【 保育時間 】 短時間保育・・・午前８時～午後１時３０分
長時間保育・・・午前７時３０分～午後６時３０分

【 保 育 料 】 保育料は、児童の年齢や世帯の税額などにより決まります。
ただし、３～５歳児クラスのすべての子どもは、保育料・副食費・教材費が無償になります。（実費として徴収される行事費等は必要です）
また、０～２歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもは保育料が無償になります。

名称	対象児童			所在地	電話番号
	短時間保育	長時間保育	定員		
新見中央認定こども園	満３～５歳児	３～５歳児	130人	新見 1874	72-0461
新見南認定こども園	３～５歳児	６か月～５歳児	70人	正田 27-5	72-3334
上市認定こども園	３～５歳児	３～５歳児	60人	上市 433	72-1600
熊谷認定こども園	３～５歳児	１～５歳児	60人	上熊谷 3761-2	78-1133
大佐認定こども園	３～５歳児	６か月～５歳児	60人	大佐小阪部 1509-1	98-3403
神代認定こども園	３～５歳児	１～５歳児	60人	神郷下神代 3952	92-6006
哲多認定こども園	３～５歳児	６か月～５歳児	60人	哲多町本郷 678	96-2012
哲西認定こども園	３～５歳児	６か月～５歳児	60人	哲西町矢田 3604	94-3005

問い合わせ 子育て支援課 ☎ 7 2 - 6 1 1 5

○預かり保育・延長保育

保護者の都合などにより、通常の保育時間を超えての保育が必要となる場合に、利用できます。

預かり保育は短時間保育在籍児を、延長保育は長時間保育在籍児を対象としています。

預かり保育・・・通常の保育終了時～午後６時

利用料金 無料

延長保育・・・午後６時３０分～午後７時

利用料金 ３，０００円／月額 または ２００円／日額

【 実施認定こども園 】 全認定こども園

問い合わせ 各認定こども園

満3歳児クラス

保育の理由を必要としない児童が、満3歳の誕生日の属する月の翌月から新見中央認定こども園にて教育を受けることができます。

【 申込方法 】 利用申込書を子育て支援課に提出してください。

【 利用時間 】 教育認定・・・午前8時00分から午後1時30分まで

【 保 育 料 】 保育料・副食費・教材費が無償です。ただし、実費として徴収される費用（行事費等）は必要です。

問い合わせ

子育て支援課

☎ 72-6115

こども誰でも通園制度（新見市版）

保育の理由を必要としない1歳児及び2歳児が保育所や認定こども園に通園できる新見市独自の制度です。

【 申込み方法 】 利用申込書を子育て支援課へ提出してください。

【 保育時間 】 午前8時～午後4時

【 保 育 料 】 市立保育所と同じ

【 実施施設 】 草間台保育所、熊谷認定こども園、大佐認定こども園
神代認定こども園、哲多認定こども園、哲西認定こども園

問い合わせ

子育て支援課

☎ 72-6115

私立保育園

市立保育所等の他にも、お子さんを預かっています。また、その他の事業を行っています。

○地域型保育事業

地域型保育事業は、市の認可を受けた保育施設です。

【 申込み方法 】 利用申込書に必要書類を添付し、保育施設へ提出してください。

【 保 育 料 】 市の定める基準に応じた料金で、児童の年齢や世帯の税額などにより決まります。

【 保育サービス 】 通常保育のほか、延長保育、一時保育なども実施しています。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

※市の認定を受けられない場合も利用でき、保育料は園の基準に応じた料金です。

名称	対象児童	定員	所在地	電話番号
たんぽぽ保育園	3か月～5歳児	42人	新見 764	72-1002
(小規模保育事業)	(3か月～2歳児)	(うち29人)		

問い合わせ

たんぽぽ保育園

○認可外保育施設



【申込み方法】 各保育施設に申込をしてください。

【保育料】 にこにこ保育園は、園の基準に応じた料金です。
さくらんぼ保育園は、市の定める基準に応じた料金です。

【保育サービス】 通常保育のほか、延長保育、一時保育なども実施しています。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

名 称	対象児童	所在地	電話番号
にこにこ保育園	6 か月～5 歳児	唐松 3015-1	76-2121
さくらんぼ保育園 (企業主導型保育事業)	6 か月～5 歳児	高尾 2322-1	72-4533

問い合わせ 各保育園

病児・病後児保育

お子さんが、病気の治療中やその回復期のため保育所や学校での集団生活ができない場合に利用できます。(利用前に医療機関での診察が必要)

【対 象 者】 市内に住所を有する満1歳～小学6年生

【保育時間】 月曜～金曜日 午前8時～午後5時30分
(※にこにこ病児・病後児保育室は午前8時30分～午後5時)

【利用料金】 1日：2,500円

名称	定員	所在地	電話番号
たんぽぽ病児・病後児保育室	4人	新見 109-9	080-8240-8102
にこにこ病児・病後児保育室	4人	唐松 3015-1	76-2121
さくらんぼ保育園病児・病後児保育室	4人	高尾 2322-1	72-4533

問い合わせ 各病児・病後児保育室

施設等利用給付（幼児教育・保育の無償）

3歳から5歳までの保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償となります。0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育を利用される方

【対象者・利用料】

○3歳になって最初の4月から小学校就学まで（3歳～5歳児クラス）の子どもの保育料が無償となります。（※新見中央認定こども園の満3歳児クラス在籍児童は、誕生日の属する月の翌月から無償で利用できます）

○0歳から3歳になってから最初の3月31日まで（0歳～2歳児クラス）の市町村民税非課税世帯の子どもの保育料が無償となります。

※ただし、実費として徴収される行事費等は必要です。

【対象となる施設・事業】

保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業

預かり保育を利用される方

【対象者・利用料】

○無償の対象となるためには、事前の手続きを行い、市から、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

○利用日数に応じて、月額上限11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。

【対象となる施設・事業】

預かり保育事業

認可外保育施設等を利用される方

【対象者・利用料】

○3歳になって最初の4月から小学校就学までの子どもは月額上限37,000円まで、0歳から3歳になってから最初の3月31日までの市町村民税非課税世帯の子どもは、月額上限42,000円までの利用料が無償となります。

※ただし、実費として徴収される行事費等は必要です。

○無償の対象となるためには、事前の手続きを行い、市から、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

問い合わせ

子育て支援課 ☎72-6115

一時保育

冠婚葬祭、仕事、病気、疲れ、看護、介護などで子どもの保育ができなくなった時に、お子さんをお預かりします。（保育所・認定こども園・幼稚園に在籍している場合は、利用できません。）

【 申込み方法 】 利用希望の保育所または認定こども園で、事前に登録してください。

【 保育時間 】 午前8時30分～午後5時

【 利用料金 】 1日：1,500円 または、1時間：200円
（別途、給食代：200円、おやつ代：100円）

※利用する園やお子さんの年齢によって、弁当を持参していただく場合があります。食物アレルギー等については、利用される園にお問い合わせください。

【 実施保育所 】

名称	対象児童	定員（1日）	所在地	電話番号
新見保育所	1歳3か月～5歳児	10人	西方417-3	72-1350
草間台保育所	1歳3か月～5歳児	3人	土橋914-2	74-2012

【 実施認定こども園 】

名称	対象児童	定員（1日）	所在地	電話番号
新見中央認定こども園	満3～5歳児	5人	新見1874	72-0461
新見南認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	正田27-5	72-3334
上市認定こども園	3～5歳児	5人	上市433	72-1600
熊谷認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	上熊谷3761-2	78-1133
大佐認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	大佐小阪部1509-1	98-3403
神代認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	神郷下神代3952	92-6006
哲多認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	哲多町本郷678	96-2012
哲西認定こども園	1歳3か月～5歳児	5人	哲西町矢田3604	94-3005

問い合わせ

各保育所・認定こども園



放課後児童クラブ

放課後の時間帯に保護者が就労等で不在の家庭の児童に対して、地域や保護者等が中心となって適切な遊びや生活の場を提供しています。

【 申込み先 】 各児童クラブ

【 利用料金 】 各児童クラブにより異なります。

【 対 象 】 小学生

詳しくは学校教育課または各児童クラブまでお問い合わせ下さい。

名称	学区	所在地
のびのび児童クラブ	思誠小学校	思誠小学校内
こどもリパブリック	思誠小学校	御殿町センター内
スリーピース児童クラブ	思誠小学校	旧学校給食センター
もみのき児童クラブ	高尾小学校	さくらんぼ保育園内
どんぐり児童クラブ	新見南小学校	新見南小学校内
草間台児童クラブ	草間台小学校	草間公民館内
ゆずりはフレンドクラブ	上市小学校	上市小学校内
西方なかよしクラブ	西方小学校	西方小学校内
おおさ風の子児童クラブ	刑部小学校	旧田治部小学校内
なかよし児童クラブ	神代小学校	神代小学校内
あおぞら児童クラブ	哲多支局管内小学校区	哲多総合センター内
野馳わくわく児童クラブ	野馳小学校	野馳小学校内
きら☆きら児童クラブ	矢神小学校	矢神小学校内
塩城にこにこ児童クラブ (長期休業中のみ)	塩城小学校	塩城小学校内

問い合わせ

学校教育課 ☎ 7 2 - 6 1 4 6

にいまファミリー・サポート・センター

(新見公立大学 にいま子育てカレッジ内)

保護者の急用や病気、残業や休日出勤などの時に、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行う保育サポーター（提供会員）が有償で助け合う会員組織です。事前に会員登録しておけば、いざという時に安心です。

【 サポート内容 】

- ・ 保育所、認定こども園などの送迎
- ・ 保育所、認定こども園、小学校終了後や休みのときの保育
- ・ 学校行事や冠婚葬祭などに出かけるときの保育
- ・ 産前・産後の手助けが欲しいときの保育
- ・ その他子育てを手伝って欲しいとき

※保育所等からの発熱などによる呼び出し、病児の預かり、宿泊の預かりはできません。

【 入会申込 】

「入会申込書」をにいまファミリー・サポート・センターへ提出してください。その際、センターの仕組みについての説明や、お子さんについて聞き取りを行います。

【 依頼会員（育児の援助を受けたい人） 】

新見市内に住所があり、生後6か月から小学校6年生までの子どもを養育している人

【 提供会員（育児の援助を行う人） 】（保育サポーター）

新見市内に住所があり、心身ともに健康で、センターが実施する講習を修了した人

【 利用料金 】

活 動 日	活動時間帯（預ける時間）	利用料金基準額 （1時間あたり）
平日（月曜日～金曜日）	基本時間（午前7時から午後7時まで）	700円
	基本時間外（上記時間以外）	800円
土曜日・日曜日・祝日	終日	800円

※依頼会員が提供会員に1回ごとに直接支払います。

※交通費は別途実費が必要です。

【 利用助成 】

依頼会員の子ども1人につき1時間あたり500円を助成します。

ただし、依頼会員の子ども1人につき1月あたり40時間までです。

※40時間を超えても利用可能ですが、超過時間分の助成金は支給されません。

問い合わせ

にいまファミリー・サポート・センター

☎ 72-0634（代表）

（新見公立大学 にいま子育てカレッジ内）

☎ 72-8359（内線4152）